

長浜水道企業団郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜水道企業団契約規程(平成22年上水道告示第12号。以下「規程」という。)第16条第2項の規定に基づき、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、予定価格が500万円未満の入札で、入札執行者が選定したものとする。

(公表)

第3条 企業長は、前項の規定により郵便入札を行う場合にあっては、長浜水道企業団建設工事に係る発注の見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要領(平成13年上水道告示第11号)の規定に基づき公表する。

(設計図書の閲覧等)

第4条 郵便入札に係る設計図書の閲覧等については、一般競争入札および指名競争入札の例による。

(入札回数)

第5条 郵便入札による入札の回数は、1回とする。

(入札書等の郵送方法)

第6条 郵便入札の参加者は、入札書および積算内訳書を書留郵便で入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送には二重封筒を用い、宛名を「長浜水道企業団総務課」とし、「契約番号」、「件名」および「入札書在中」と記載しなければならない。

3 入札書の到達後は、辞退することができない。

(入札書の保管等)

第7条 入札執行者は、前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日時まで総務課において厳重に保管するものとする。

2 前項の郵便物は、差し替えをすることができない。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規程第18条に定める場合

(2) 直接持参、積算内訳書等の未同封など、第6条に規定する郵送方法によらない入札

(3) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札(第11条の規定により入札を延期した場合を除く。)

(開札の立会)

第9条 開札を行うときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 入札者またはその代理人は、開札時に立ち会うことができる。

(開札)

第10条 開札は、指定した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、企業団において抽選を実施し、落札者を決定する。

3 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合において、第5条および前項の規定にかかわらず、当該同価格の入札をした者を指名し再度入札を行うことができる。

(入札の取りやめ等)

第11条 入札執行者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合または不正な行為等が判明した場合で必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることができる。

(入札結果の通知)

第12条 入札執行者は、郵便入札により落札者を決定した場合は、すみやかに当該落札者に通知するとともに、入札結果を総務課において閲覧に供するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

<封筒記入例>

(表面)

滋賀県長浜市下坂浜町248番地22

書留郵便

〒

長浜水道企業団総務課 行

5

2

6

0

0

4

7

入札書在中
契約番号 平成00年度○第00号
件名 ○○○○○○工事
入札者名 ○○建設(株)
代表取締役 ○○○○

(裏面)

〒

〒

※角2封筒または長3封筒を使用すること。